七、有限会社中川電気商会ほか三十九名に対する件

昭和四十八年（排）第二十七号

排除命令

名古屋市昭和区白金二丁目四番十二号
有限会社　中川電気商会
右代表者　代表取締役　中川照雄

名古屋市昭和区阿由知通五丁目十一番地の二
上村電気商会こと
上村俊行

名古屋市昭和区曙町二丁目六番地
合資会社　豊美電気商会
右代表者　代表社員　田島ちゑ

名古屋市昭和区天白町大字島田
字黒石三千七百八十五番地の三千六百十七
電化センターアサヒこと
浅井賢一

名古屋市昭和区雪見町三丁目十番地
永和デンキ商会こと
永沢旭

名古屋市昭和区天白町八事字大市場十二番地の一
ヤオン電器こと
杉山義三

名古屋市昭和区曙町一丁目三十五番地
有限会社　志磨屋電機商会
右代表者　代表取締役　下村幸男

名古屋市昭和区広路町字石坂四十三番地の一
鈴木電機こと
鈴木由治

名古屋市昭和区御器所一丁目十五番二十二号
シマノキ電器商会こと
大谷巌

名古屋市昭和区天白町大字島田字山之杁八十七番地
団地電化サービスこと
柴木豊弘

名古屋市昭和区北山本町一丁目十一番地
地球堂電気商会こと
日比野　実

名古屋市昭和区広路町字北石坂百二番地の五十四
八事電化社こと
金重千之

名古屋市昭和区天白町大字島田字黒石三千八百十一番地
名月電機商事こと
坂東徹弥

名古屋市瑞穂区雁道町二丁目十八番地
株式会社　和光
右代表者　代表取締役　中島宏

名古屋市瑞穂区東栄町三丁目五番地
電化センター　サトーこと
佐藤政光

名古屋市瑞穂区惣作町三丁目四十九番地
大協電器有限会社
右代表者　代表取締役　安藤増雄

名古屋市南区芝町二十一番地
大協電器商店こと
鎌田和穂

愛知県豊明市前後町仙人塚千七百六十八番地の一
ユタカ電器こと
曾我一郎

名古屋市緑区鳴海町字大将ヶ根四十一番地の三
カニエデンキこと
蟹江助三

名古屋市瑞穂区弥富通五丁目十二番地
電化センター　クマこと
稲熊兼一

名古屋市緑区鳴海町字作町九番地
愛知電化センターこと
阪野健一

名古屋市瑞穂区瑞穂通二丁目四十三番地
東海電気商会こと
酒井鈴雄

名古屋市瑞穂区釜塚町二丁目八番地
電化スーパー　ヒグチこと
樋口滋

名古屋市瑞穂区瑞穂通一丁目十番地
サカエヤ商店こと
村山乾一

名古屋市瑞穂区佃町一丁目二十三番地
田中電気店こと
田中芳松

名古屋市緑区鳴海町字下焼田五十二番地の二
鈴木テレビサービス店こと
鈴木良平

名古屋市千種区東山通四丁目十一番地
千忠電気店こと
若尾忠

名古屋市千種区小松町五丁目二番地
三光無線こと
井藤三昭

名古屋市昭和区天白町大字平針
字背戸屋畑千五百三十六番地
三光無線平針店こと　幸田彰夫

名古屋市千種区茶屋坂通二丁目十一番地の二
岡田電器商会こと　岡田信

名古屋市千種区下方町六丁目十九番地
日野原電化センターこと　日野原昭

名古屋市千種区田代本通四丁目三番地
田代電器商会こと　徳永薫

名古屋市北区城北新町二丁目九番地
大橋電器商会こと　大橋半一

名古屋市中区東田町三丁目八番地
前田電気商会こと　前田利治

名古屋市千種区上野町五丁目六十八番地
はや志屋こと　林　信也

名古屋市中区東古渡町一丁目一番地
山崎電気商会こと　山崎重勇

愛知県愛知郡日進町大字浅田字上ノ山五番地
横地無線電気商会こと　横地正

名古屋市千種区仲田本通四丁目二番地
丸山電機こと　丸山幸光

愛知県愛知郡日進町南ヶ丘一丁目二十七番地の四
山田電機商会こと　山田力

名古屋市千種区猪高町大字猪子石字下坪五十五番地の一
名古屋電器商会こと　中村吉延

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

有限会社中川電気商会、上村電気商会こと上村俊行、合資会社豊美電気商会、電化センターアサヒこと浅井賢一、永和デンキ商会こと永沢旭、ヤオン電器こと杉山義三、有限会社志磨屋電機商会、鈴木電機こと鈴木由治、シマノキ電器商会こと大谷巌、団地電化サービスこと柴木豊弘、地球堂電気商会こと日比野実、八事電化社こと金重千之、名月電機商事こと坂東徹弥、株式会社和光、電化センターサトーこと佐藤政光、大協電器有限会社、大協電器商店こと鎌田和穂、ユタカ電器こと曾我一郎、カニエデンキこと蟹江助三、電化センタークマこと稲熊兼一、愛知電化センターこと阪野健一、東海電気商会こと酒井鈴雄、電化スーパーヒグチこと樋口滋、サカエヤ商店こと村山乾一、田中電気店こと田中芳松、鈴木テレビサービス店こと鈴木良平、千忠電気店こと若尾忠、三光無線こと井藤三昭、三光無線平針店こと幸田彰夫、岡田電器商会こと岡田信、日野原電化センターこと日野原昭、田代電器商会こと徳永薫、大橋電器商会こと大橋半一、前田電気商会こと前田利治、はや志屋こと林信也、山崎電気商会こと山崎重勇、横地無線電気商会こと横地正、丸山電機こと丸山幸光、山田電機商会こと山田力及び名古屋電器商会こと中村吉延は、昭和四十八年五月十二日及び同月十三日の二日間、一般消費者を対象に、「東芝会創立二十周年記念特別大創業祭」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨並びにカラーテレビの購入者に対しては、右懸賞により景品類を提供すると同時に、全員に対し八百円程度の景品類を提供したことが、同法第三条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十

四年公正取引委員会告示第八号）第一項の規定に違反したものである旨及びルームクーラーの購入者に対しては、右懸賞により景品類を提供すると同時に、全員に対し、八百円程度の景品類を提供したことが、同法第三条の規定に基づく「ルームクーラー業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十四年公正取引委員会告示第六号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　右四十名は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうとき又はカラーテレビ若しくはルームクーラーの購入者全員に対し景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　右四十名は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社中川電気商会、上村電気商会こと上村俊行、合資会社豊美電気商会、電化センターアサヒこと浅井賢一、永和デンキ商会こと永沢旭、ヤオン電器こと杉山義三、有限会社志磨屋電機商会、鈴木電機こと鈴木由治、シマノキ電器商会こと大谷巌、団地電化サービスこと柴木豊弘、地球堂電気商会こと日比野実、八事電化社こと金重千之、名月電機商事こと坂東徹弥、株式会社和光、電化センターサトーこと佐藤政光、大協電器有限会社、大協電器商店こと鎌田和穂、ユタカ電器こと曾我一郎、カニエデンキこと蟹江助三、電化センタークマこと稲熊兼一、愛知電化センターこと阪野健一、東海電気商会こと酒井鈴雄、電化スーパーヒグチこと樋口滋、サカエヤ商店こと村山乾一、田中電気店こと田中芳松、鈴木テレビサービス店こと鈴木良平、千忠電気店こと若尾忠、三光無線こと井藤三昭、三光無線平針店こと幸田彰夫、岡田電器

商会こと岡田信、日野原電化センターこと日野原昭、田代電器商会こと徳永薫、大橋電器商会こと大橋半一、前田電気商会こと前田利治、はや志屋こと林信也、山崎電気商会こと山崎重勇、横地無線電気商会こと横地正、丸山電機こと丸山幸光、山田電機商会こと山田力及び名古屋電器商会こと中村吉延（以下「中川電気ほか三十九名」という。）は、それぞれ肩書地に本店又は事業所を置き、主として、東京芝浦電気株式会社の製造する家庭用電気製品の販売業を営む事業者である。

二　中川電気ほか三十九名は、共同して、「主催名古屋東中央東芝会」の名称を用い、一般消費者を対象に、「東芝会創立二十周年記念特別大創業祭」と称して、昭和四十八年五月十二日及び同月十三日の二日間、名古屋市中区御器所町向田十一番地所在の名古屋東東芝商品販売株式会社の二階及び三階を会場として、家庭用電気製品（カラーテレビ、ルームクーラーを含む。）の展示即売会を開催し、

(一)　三万円以上の購入者は購入の予約をした者に対し、三角くじをひかせ、景品類として、特賞東芝カラーテレビ（約六万九千円相当）一本、一等自転車（約二万五千円相当）二本、以下残念賞まで各種の物品を提供すること。

(二)　右期間中、カラーテレビの購入者（予約者を含む。）全員に対しては、灰皿（約八百円相当）を提供すること。

(三)　右期間中、ルームクーラーの購入者（予約者を含む。）全員に対しては、温度計（約八百円相当）を提供すること。

を企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、

(一)　前記二の(一)の懸賞に係る取引の価格は三万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、右景品類のうち、特賞のカラーテレビ及び一等の自転車の価額は、この制限をこえるものである。

(二)　前記二の(二)のカラーテレビの購入者全員に対する灰皿の提供及び同(三)のルームクーラーの購入者全員に対する温度計

の提供は、いずれも、前記二の㈠の懸賞による景品類の提供と同時に行なわれたものである。

法令の適用

前記事実によれば、中川電気ほか三十九名の行為のうち、前記二の㈠の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反し、また、カラーテレビの購入者に対し、前記二の㈠及び㈡の行為を同時に行なったことは同法第三条の規定に基づく「カラーテレビ業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反し、ルームクーラーの購入者に対し、前記二の㈠及び㈡の行為を同時に行なったことは、同法第三条の規定に基づく「ルームクーラー業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年九月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久